

## 誓 約 書

私（法人又は組合の場合はその役員を含む）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「本法」という。）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

1. 私（法人又は組合の場合はその役員を含む）は次のいずれにも該当しません。
  - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (2) 本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者（新潟市長が必要と認める場合は、他の法律又は当該他の法律に基づく処分の違反をした者を含む。）
  - (3) 本法第 12 条、第 16 条、第 30 条又は第 35 条の許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）
  - (4) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (6) 暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (7) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
  - (8) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (9) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (10) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - (11) (7) から (10) に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
2. 1 の誓約事項に反した場合若しくは誓約が虚偽であった場合は、新潟市に速やかに届け出るとともに、本法に基づく許可を取り消すことを承諾します。

年 月 日

新 潟 市 長 様

申請者

住所

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の氏名〕